

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千二號

昭和十七年二月二十四日(土)
海軍大臣官房

○ 令 達

官房機密第九四五號

昭和十五年官房機密第一三七九號ノ三中「支那(北支方面及厦門地方ヲ除ク)ノ下ニ「香港」ヲ加ヘ第一號ヲ左ノ通改ム

一 支那(北支方面及厦門地方ヲ除ク、以下同ジ)及香港ニ在ル艦船部隊等ニ於ケル經費支拂ハ特命ニ依ルモノヲ除キ凡テ軍用手票ヲ使用スルモノトス但シ一時支那及香港ニ在ル艦船及當時支那及香港以外ノ地ト往復スル艦船ニ在リテハ其ノ艦船内ニ於ケル經費支拂ニ限リ軍用手票ヲ使用セザルコトヲ得

昭和十七年一月二十三日

海 軍 大 臣

(參照) 昭和十五年官房機密第一三七九號ノ三ハ支那及佛領印度支那ニ於ケル軍用手票使用ニ關スル件ナリ(昭和十五年十月二日海軍公報(部内限))

○ 通 牒

軍務一機密第四六號

昭和十七年一月二十三日

海軍省軍務局長

各 廳 長 殿

海軍艦船航空機ノ寫眞撮影取締ニ關スル件通牒

昭和十年八月二十九日軍務一機密第二一九號別表航空機ノ項ヲ左記ノ通改メラレ候

記

- 一 計畫、試製及實驗中ノ航空機ノ寫眞撮影ハ嚴禁シ且發表セズ
- 二 九八式水上偵察機及零式(含ム)以後ノ制式機ノ寫眞ハ特ニ許可セルモノノ外撮影セシメズ寫眞發表ハ特ニ許可セラレタルモノニ限ル

海軍公報(部内限) 第四千二號 昭和十七年一月二十四日

七一

1102

航空機

- 三 零式(含マズ)以前ノ制式機(九八式水上偵察機ヲ除ク)ハ搭載兵器ノ性能ヲ察知セラルル如キモノヲ除キ差支ナシ但シ正横、正首、正尾ヨリノ全體寫眞ハ成ルベク避クルモノトス
- 四 最大角度附近ノ急降下状態及ビ魚雷發射狀況ノ撮影ハ嚴禁シ且發表セズ
- 五 毀損狀況ノ寫眞ハ特ニ許可セルモノ以外ハ發表セズ

(内令提要卷一、八六九乃至八七二頁参照)

經豫機密第三號ノ一六

昭和十七年一月二十三日

海軍省經理局長

關係各支出官、資金前渡官吏殿

軍用手票使用ニ關スル件通牒

昭和十五年經豫機密第三號ノ一四第三號中「支那(北支方面及厦門地方ヲ除ク、以下同ジ)」ノ下ニ「香港」ヲ、別紙支那專變派遣部隊經費支辨軍用手票取扱手續第一條中「支那(北支方面ヲ除ク)」ノ下ニ「香

港」ヲ加フ

(参照) 昭和十五年經豫機密第三號ノ一四ハ支那及佛領印度支那ニ於ケル軍票使用ノ件ナリ(昭和十五年十月二日海軍公報(部内限))

○ 辭令

第二課勤務ヲ命ス(十五) 海軍省經理局) 海軍主計中佐 田中 東洋男

○ 雜款

○ 試驗問題發送

第七十二期普通科經理術(練習生採用試驗問題) 第四十四期普通科衣糧術(練習生採用試驗問題)

(試驗施行期日) 三月五日(木) 六日(金) 右一月十九日左記ノ通發送済

記

- 一 聯合試驗參加不可能ト認メラルル所轄ヘハ直送
 - 二 聯合試驗用ノモノハ各海軍人事部長及各警備府副官宛送付
 - 三 行動變更其ノ他ノ都合ニ依リ臨時心要ノ分トシテ若干部數各海軍人事部長、各警備府副官及上海海軍特別陸戰隊副官宛送付シ置ケリ
- 未著若ハ臨時必要ヲ生ジタル向ハ最寄ノ右諸官ヨリ

受領スルカ又ハ直接本校ニ請求相成度

(海軍經理學校)

○香港へ出張者ニ關スル件照會

爾今香港へノ出張者ニ對スル宿泊共ノ他ノ便宜ハ在香港南支海軍特務部ニ於テ取計フベキニ付所要ノ向ハ同部へ照會相成ト共ニ寫各一通第二遣支艦隊司令部及香港方面特別根據地隊宛送付相成度

(第二遣支艦隊副官)

○艦名誤記ニ關スル件照會

客年十二月二十二日軍艦劍崎ハ軍艦祥風ト改名セラレタル處新艦名ヲ翔鳳或ハ鳳翔ト誤記スル向有之爲ニ本艦宛郵便物ハ他ニ誤送セラレ又ハ延着、未着等事務遂行上支障多キニ付發送ニ當リテハ特ニ注意相成度

(軍艦祥風)

○事務所設置

敷設艇石崎艦裝具事務所ヲ一月二十二日三菱重工業株式會社横濱船渠内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○集會所設立

昭和十六年十二月二十八日大島根據地隊司令部廳舍内ニ水交社員集會所ヲ設立シ大島集會所ト稱ス

海軍大佐正五位勳三等吉見勇助外十二名昭和十六年十二月二十二日作戦行動中殉職、同十七年一月十七日合同海軍葬儀ヲ大湊集會所ニ於テ佛式ニ依リ執行セリ

海軍公報(部内限)第四千三號

昭和十七年一月二十六日(月)
海軍大臣官房

○令 達

官房機密第一〇八三號
昭和十七年一月二十六日
當分ノ間會計規則第四百十六條第一項ノ規定ニ依リ計
算書ヲ調製スベキ官吏ハ其ノ會計ノ監督ノ所掌區分ニ
從ヒ海軍省經理局長又ハ海軍經理部長(特設海軍經理
部長ヲ含ム)ヲシテ之ヲ指定セシム
前項ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テハ速ニ之ヲ報告スベ

昭和十七年一月二十六日

海軍大臣

官房機密第一〇八四號
昭和十七年一月二十六日
艦船造修規則、兵器造修規則及昭和十六年官房機密第
九之二七號(艦船造修規則及兵器造修規則ニ依ル諸公
試)ニ部省略實施要領ニ規定スル諸公試中戰時建造所
附近ノ海面ニ於テ施行困難ナルモノニ限リ同型第二艦
以降(特令スルモノヲ除ク)ニ在リテハ左ノ區分ニ依

リ施行スルコトヲ得

昭和十七年一月二十六日

海軍大臣

艦船公試ノ部

一 運轉公試

(イ) 豫行運轉

安全海面(敵ニ對スル顧慮比較的少シト認ムル海
面)ニ於テ適宜施行ス

(ロ) 標柱間公試

省略ス

(ハ) 續航公試

基準速力ニ對スル公試ハ之ヲ省略シ其ノ他ノ公試
ハ適當ナル海面ヲ選ビ施行ス

(ニ) 後進力公試

後進發令時ノ前進速力ヲ適宜トス

(ホ) 終末運轉公試

安全海面ニ於テ使用シ得ル最大速力ヲ以テ施行ス
二 惰力公試

海軍公報(部内限)第四千三號 昭和十七年一月二十六日

七五

1105

省略ス

三 操舵公試

公試ヲ省略シ適宜ノ速力ニ於テ操舵公試ニ準ジ操舵關係裝置ヲ作動試驗ヲ施行ス

四 投揚錨公試

公試ヲ省略シ適宜ノ水深ニ於テ投揚錨公試ニ準ジ投揚錨關係裝置ノ作動試驗ヲ施行ス

五 潜航公試

(イ) 普通潜航公試

潜航中主電動機全力ハ適宜施行ス

(ロ) 深深度潜航公試

安全海面ニ於テ成ルベク規定深度ニ近キ深度ニ於テ施行ス此ノ場合ニハ引渡後艦長ハ規定ニ準ジ深深度潜航試験ヲ施行ス

兵裝公試ノ部

一 砲類兵裝公試

(イ) 方位盤發射ニ對スル彈著觀測ハ之ヲ省略スルコトヲ得

(ロ) (イ)ニ依ルモ尙裝備發射及方位盤發射ノ施行困難ナル場合ニ於テハ機能試験ノミヲ施行シ發射試験ハ左表ニ依ル

考 備	機 銃	口徑十五 糶五以上 ノ砲		口徑十五 糶五未満 ノ砲	
		裝 備 發 射	方 位 盤 發 射	裝 備 發 射	方 位 盤 發 射
一 半強裝藥發射ニ對スル俯仰角度ヲ仰角十五度以下トス	引渡後艦長ハ規定ニ準ジ發射試驗ヲ行フ	其ノ都度別ニ之ヲ定ム	其ノ都度別ニ之ヲ定ム	引渡後艦長ハ各糶ノ弱裝藥、常裝藥及半強裝藥各一發ノ發射試驗ヲ行フ	上欄記載ノ發射ニ際シ方位盤射擊裝置類ヲ使用シ裝備發射ヲ施行シ方位盤發射ヲ兼ネシム但シ彈著觀測ヲ行ハザルコトヲ得
二 旋回角度ハ正横ヨリ測リ四十度以內ト	引渡後艦長ハ規定ニ準ジ發射試驗ヲ行フ	其ノ都度別ニ之ヲ定ム	其ノ都度別ニ之ヲ定ム	引渡後艦長ハ規定ニ準ジ發射試驗ヲ行フ	引渡後艦長ハ各糶ノ弱裝藥、常裝藥及半強裝藥各一發ノ發射試驗ヲ行フ

二 其ノ他ノ兵裝公試
安全海面ニ於テ施行シ得ル範圍内ニ於テ規定ニ準ジ

機能試験、發射試験及作動試験ヲ施行ス
 航走中施行スベキ規定ニシテ碇泊中ノ試験ヲ以テ代
 ヘ得ルト認メラルモノニ在リテハ碇泊中施行スル
 コトヲ得但シ航空兵裝公試ニ在リテハ適當ナル海面
 ヲ選ビ規定通施行ス

附則

- 一 本要領ニ依リ施行セル諸公試ノ種類ハ各艦毎ニ取
 纏メ成ルベク速ニ報告スルモノトス
- 二 艦長ハ本要領ニ依リ引渡後施行スベキ試験ヲ施行
 シタル場合ニハ成ルベク速ニ異狀ノ有無ヲ海軍艦政
 本部長ニ通報スベシ

官房機密第一〇八五號
 昭和十六年官房機密第九一二七號艦船造修規則及兵器
 造修規則ニ依ル諸公試中一部省略實施要領中左ノ通改
 正ス

昭和十七年一月二十六日

海軍大臣

艦船造修規則ノ部

第一號表艦種欄中「同型第二艦以降艦艇、特務艦艇
 (潜水艦ヲ除ク)」ノ下ニ「但シ此ノ場合ニ於テ排水量

ガ公試排水量ニ對シ減百分ノ五以上トナルモノニ在リ
 テハ終末運轉ニ對シ艦尾吃水ヲ成ルベク計畫吃水ニ近
 カラシムル様適當ノ方法ニ依リ調整スルモノトス」ヲ
 加フ

第二號運轉公試(イ)第二項ヲ左ノ如ク改ム

同表記事欄ニ左ノ如ク加フルモノトス

- (一) 計畫公試全力二十節以下ノ艦艇、特務艦艇ノ同
 型第二艦以降ニ在リテハ公試全力十分ノ八以上ノ
 場合モ出渠後四週間以内トスルコトヲ得
- (二) 潜水艦同型第二艦以降ニ在リテハ出渠後四週間
 以内トスルコトヲ得

第二號運轉公試(ハ)中「同表水中ノ部」四時間放電
 率ニ「同表水中ノ部」主電動機全力、「四時間放電
 率」ニ改ム

第二號運轉公試(ニ)「(二)」ヲ「(三)」ニ改メ(二)トシテ左
 ノ如ク加フ

(二) 第百十五條甲法(ロ)表中特殊公試全力、公試
 全力及最大充電航走ノ續航時間ヲ各一時間トス

第九號潛航公試「(ロ)」ヲ「(ハ)」ニ改メ(ロ)トシテ左ノ如
 ク加フ

(ロ) 第百四十三條第二項中「第三號ハ標柱間公試

海軍公報(部内限)第四千三號 昭和十七年一月二十六日

七七

(潜航) 中ニテヲ削ル

兵器造修規則ノ部

第一號砲類兵裝公試(イ)ヲ左ノ如ク改ム

(イ) 裝備發射

(一) 第六十八條甲備砲第四號方位發射ハ之ヲ施行セズ

(二) 第六十八條乙機銃同型第二號艦以降ニ在リテハ發射彈數等左表ニ依ル

機銃ノ種類	發射彈數
口徑二十耗以上ノ機銃	各銃 二五發
口徑二十耗未滿十二耗以上ノ機銃	各銃 四〇發
口徑十二耗未滿ノ機銃	各銃 六〇發

記 機銃射擊裝置ヲ有スルモノニ在リテハ之ヲ使用シテ裝備發射ヲ施行シ方
事 位盤發射ヲ兼ネシム

第一號砲類兵裝公試ニ左ノ如ク加フ

(ハ) 同型第二號以降(口徑十五糎五以上ノ備砲ヲ除ク)ニ在リテハ備砲ノ裝備發射及方位盤發射ヲ左

ノ通トス

(一) 使用彈藥

裝備發射ト方位盤發射ト同時ニ施行スルモノトシ一門ニ付弱裝藥、常裝藥、強裝藥各一發トス

(二) 發射法

方位盤射擊裝置類ヲ有スルモノニ在リテハ之ヲ使用シ適宜ノ速力ニ於テ緩徐ナル保續照準ニ依ル一齊打方トス

(三) 旋回俯仰角度

旋回角度ハ正横ヨリ測リ四十度以内但シ最大旋回角度ヨリ測リ十五度以上トス
俯仰角度ハ強裝藥ニ在リテハ仰角十五度以下、常裝藥、弱裝藥ニ在リテハ適宜トス

(四) 彈着觀測ハ行フヲ建前トス

第二號ヲ第三號トシ以下順次繰下グ第二號トシテ左ノ如ク加フ

二 光學兵裝公試

第七十四條第三號實用試驗中人力昇降試驗ハ之ヲ施行セズ

第七號航海兵裝公試中(イ)ヲ左ノ如ク改ム

(イ) 羅針儀公試

- (一) 第九十六條甲磁氣羅針儀第一號視界測定ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ
- (二) 第九十六條甲磁氣羅針儀第二號自差測定中「磁氣羅針儀ヲ主用スル艦船ニ在リテハ砲煩公試終了後本測定ヲ行フヲ例トス」ヲ「本測定ハ艦船航行中又ハ碇泊中施行スルモノトス但シ磁氣羅針儀ヲ主用スル艦船ニ在リテハ砲煩公試終了後行フヲ例トス」トス
- (三) 第九十六條甲磁氣羅針儀第二號自差測定(イ)ハ同型第二艦以降ニ在リテハ原基及主トシテ使用スル操舵用羅針儀ニ就キ修正後ニ於ケル自差略係數及平均指北力ノミヲ測定スルモノトス
- (四) 第九十六條甲磁氣羅針儀第二號自差測定(ロ)中「反映羅針儀ニ就キ(イ)ノ檢測ヲ行フノ外左ノ事項ヲ檢ス」ヲ「反映羅針儀ニ就キ修正具ヲ裝著セザル場合及修正後ニ於ケル自差、略係數及平均指北力ヲ測定シ且其ノ映像ノ狀況ヲ檢

- スルノ外左ノ事項ヲ檢ス但シ同型第二艦以降ニ在リテハ修正具ヲ裝著セザル場合ヲ除ク」トス
- (五) 第九十六條甲磁氣羅針儀ニ關スルモノハ潜水艦ニ在リテハ兵裝試驗トス
 - (六) 第九十六條乙轉輪羅針儀第一號視界測定ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ
 - (七) 第九十六條乙轉輪羅針儀第二號運轉試驗(イ)中「主羅針儀靜定後二十四時間」ヲ「主羅針儀同轉靜定後十二時間」ニ、「約十二時間」ヲ「約六時間」トス
 - (八) 第九十六條乙轉輪羅針儀第四號誤差試驗(イ)直進中ノ誤差試驗及同號(ロ)加速度誤差中(一)ノ試驗ハ之ヲ施行セズ
- 第七號航海兵裝公試(ホ)ヲ左ノ如ク改ム
- (一) 第九十六條乙轉輪羅針儀第一號視界測定ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ
 - (二) 第九十六條乙轉輪羅針儀第二號運轉試驗(イ)中「主羅針儀靜定後二十四時間」ヲ「主羅針儀同轉靜定後十二時間」ニ、「約十二時間」ヲ「約六時間」トス
- 第八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
- 九 航空兵裝公試

海軍公報(部内限)第四千三號

昭和十七年一月二十六日

七九

(イ) 射出機公試

第一百十七條第二號射出試験ノ表中備考第二號ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ

(ロ) 飛行機著艦装置公試

(一) 第一百十九條第一號制動装置試験(ロ)實用試験中(二)著艦試験ハ同型第二艦以降ニ在リテハ「搭載飛行機中重量最大ナル機種ヲ以テ成ルベク常用著艦區域ノ各制動索ニ對シ一回以上拘掣制動セシム」トス

(二) 第一百十九條第三號著艦用燈火試験ハ同型第二艦以降ニ在リテハ(イ)中「連續二時間」ヲ「適宜ノ時間」トシ(ロ)及(ハ)ハ之ヲ施行セズ

(ハ) 水上飛行機收容装置公試

第一百二十一條水上飛行機收容装置公試ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ

○通牒

兵備券第一七一號 十七三三正誤

昭和十七年一月二十四日

關係各廳長殿

海軍省兵備局長

新設廳ノ要召集延期者員數調査ノ件照會

客年官房機密第五五七九號(昭和十六年六月二十六日)海軍公報(部内限)參照)ニ依ル昭和十七年度召集延期者ノ配當無キ廳ハ別表様式ニヨリ調査ノ上來二月十五日迄ニ到達スル様通報相成度(別表添)

○辭令

海軍艦政本部造船部
兵備局長海軍少將

小野 庵

東京監理長ヲ命ス

東京監查長ヲ命ス(二十三日海軍省)

大阪海軍組理部第一課長兼海軍艦政本部造船部造船兵監督官海軍主計大佐

山崎 忠彦

大阪監理官ヲ命ス

大阪監查官ヲ命ス

吳海軍工廠電氣部部員兼砲房部部員電氣實驗部部員會計部部員海軍主計少佐

降幡 倉雄

廣島監查官ヲ命ス(以上二十三日同)

海軍主計兵曹長 永井 滿治
 第十六航空隊派遣隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(前支出官 海軍省經理局長)

海軍主計中尉 西瀬戸 孝範
 高雄航空隊殘留部隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(前同)

海軍主計中尉 高橋 幹夫
 千歲海軍航空隊派遣隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計兵曹長 高橋 萬
 右同分任出納官吏ヲ免ス(以上三同)

海軍主計大佐 上野 政雄
 第十七航空隊
 第十七特別工作部員其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(前同)

○雜款

○郵便物發送先
 自今左ニ依リ發送相成度

一月二十五日迄ニ到達見込ノモノハ

佐世保海軍軍需部氣付

其ノ後ハ

佐世保郵便局氣付
 (第一百海軍軍需部)

○書類送達ニ關スル件
 南支海軍特務部ハ昭和十六年十二月二十六日香港ニ進出業務ヲ開始シアリ從來廣東宛書類送達セラレアリタルモ自今臺北海軍武官氣付香港宛直送ノコトニ取計ヲ得度
 尙廣東ニハ駐在海軍武官アリ書類ハ右ト別ニ臺北海軍武官氣付廣東直送ノコトニ取計相成度
 (南支海軍特務部)

○試驗問題發送

第十六期高等科 航空兵器術練習生採用試驗問題
 第十九期普通科 航空兵器術練習生採用試驗問題
 右一月九日左記ノ通發送濟、未着又ハ別ニ必要ノ向ハ最寄海軍人事部、警備府又ハ當隊ニ至急通知相成度

記

一 單獨試驗施行豫定ノ所轄ハ直送
 二 聯合試驗用ノ分ハ各海軍人事部長及警備府參謀長宛送付(聯合試驗參加豫定ノ艦船ニシテ豫定變更ノ爲聯合試驗不參加ノ向ニ對スル分トシテ若干ノ餘裕ヲ含ム)
 (横須海軍航空隊)

○事務所設置

第二號掃海特務艇機裝員事務所ヲ昭和十六年十二月二十三日大阪鐵工所櫻島工場内ニ設置シ事務ヲ開始セリ
驅逐艦風雲機裝員事務所ヲ一月二十一日神奈川縣三浦郡浦賀町谷戸六地番浦賀船渠株式會社浦賀工場内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

第二百二海軍經理部事務所ヲ一月二十五日海軍省第一分室内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

電話省内 〔八八三番〕
〔七九三番〕

○移轉
第一百一海軍軍需部事務所ヲ一月二十日佐世保海軍軍需部内ニ移轉セリ

○取消
昭和十六年十二月十日號外中福永稔ノ辭令文取消ス

○正誤
昭和十六年十二月廿九日號外一頁下段七行目「和雄」ハ「和夫」ノ、同二頁上段十一行目「同」ハ「海軍造兵少尉候補生」ノ孰モ誤
同六頁上段十一行目山本正治ノ上ニ「海軍技術研究所附ヲ命ス」ヲ脱ス
同七頁三行目高吉正武ヲ削ル

一月七日令達欄中官房機密第一〇八二一號ノ二「昭和十七年十二月二十五日」ハ「昭和十六年十二月二十五日」ノ誤

(別表)

(昭和十七年一月二十六日海軍公報(部内限))

備考	合計	第二補充兵	第一補充兵	豫備役			兵	區分		應名
				將官	佐尉官	准士官、下士官		在職陸軍 兵役關係 者員數	同上中 期召集延 期者員數	
								同 上 職 別 員 數	在職 總 人 員	記 事
								奏 任 官 列 任 官 備 員 工 員		

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千四號

昭和十七年一月二十七日(火)

海軍大臣官房

○令 達

官房機密第八一〇號

本年一月二十日現在昭和十六年内令第五百四十五號ニ依リ第二十三航空戰隊司令部附ニ補命セラレタル者ハ特ニ發令セラレルモノノ外別ニ辭令ヲ用ヒズシテ第二十四航空戰隊司令部附ニ補命セラレタル義ト心得ベシ
昭和十七年一月二十日
海軍大臣

官房機密第七八六號ノ二

昭和十七年一月二十六日

海軍大臣

臺灣支那方面施設制度調査會委員長殿

臺灣支那方面施設制度調査委員會ニ關スル
件訓令

委員長ハ委員ヲ督シ左記事項ニ關シ調査研究シ其ノ成果ヲ昭和十七年二月末日迄ニ報告スベシ

記

- (イ) 臺灣支那方面ニ於ケル諸施設ノ現状、諸施設ニ關スル計畫進捗ノ狀況
 - (ロ) 新情勢ニ應ジ既定計畫ノ檢討及將來ニ對スル綜合計畫案ノ研究
 - (ハ) 前號ニ關聯シ適當ナル將來制度ノ研究
- 委員長ハ必要ニ應ジ委員ヲ現地ニ派遣シ又其ノ調査ニ現地關係職員ノ參加ヲ求ムルコトヲ得
第一項ノ報告終了次第本委員會ハ之ヲ廢止ス

官房機密第一一一〇號

今戰時中艦船部隊其ノ他各部ヨリ分離行動スル部隊ニハ必要ニ應ジ其ノ分離隊毎ニ海軍兵備品會計規程別表規定ノ區分ニ準ジ兵備品取扱主任ヲ置クコトヲ得
所屬長前項ニ依リ兵備品取扱主任ヲ命ジタルトキハ其ノ官職氏名ヲ所屬兵備品會計官吏ニ通報スベシ
昭和十七年一月二十六日
海軍大臣

海軍公報 (部内限) 第四千四號 昭和十七年一月二十七日

八三

1114

官房機密第一一三五號

大阪海軍軍需部ニ於ケル所掌軍需品ハ當分ノ間經營需品、燃料及糧食(生糧品)トス

附則

本號ハ昭和十六年十二月二十七日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十七年一月二十七日

海軍大臣

○通牒

經物第一八號

昭和十七年一月二十六日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

分離隊ニ兵備品取扱主任ヲ置ク場合ノ處理ニ關スル件通知

今般官房機密第一一〇號ヲ以テ分離隊ニモ兵備品取扱主任ヲ置クコトヲ得ル旨令達セラレ候處右ハ相當長期ニ亘リ遠隔ノ地ニ行動スル分離隊ノ兵備品取扱ヲ便ナラシメラルル趣意ニ有之、之ガ爲別ニ定數又ハ定額等ヲ設定セラルルモノニ無之ニ付可然處理セシメラルル様致度

○辭令

鐵道調査部事務官 保坂 啓介

鐵道局技師兼鐵道調査部技師

鐵道局兼鐵道調査部屬 西田 龍吉

鐵道屬 寺口 正次

海軍運輸部附ヲ命ス(昭和十六年十二月二十七日海軍省) 遞信局事務官 藤枝 旗一郎

東京海軍通信隊附ヲ免シ第三通信隊附ヲ命ス 同 林 知行

東京海軍通信隊附ヲ免シ高雄海軍通信隊附ヲ命ス 通信書記 横山 仁作

同 吉田 薫

同 藤原 友助

通信書記補 三津井 久男

同 林 田 一

東京海軍通信隊附ヲ免シ上海海軍特別陸戰隊附ヲ命ス(以上二同)

通信書記 古澤 泰雄

同 原間 貞次

同 久保 義

(各通)

東京海軍通信隊附ヲ免シ第六通信隊附ヲ命ス(品同)	同	田上 研徹
臺灣總督府警察官及 市獄官練習所教官	同	宮本 政義
海南警備府附ヲ免ス	同	濱崎 良三
臺灣總督府地方警視	同	小松 延秀
海南警備府附ヲ命ス(以上同)	同	澤本 頼雄
臺灣支那方面施設制度調査委員會委員長ヲ命ス	海軍少將	鈴木 義尾
(幹事長)	同	保科 善四郎
(幹事)	海軍大佐	橋本 象造
同	同	松崎 彰
同	同	篠田 勝清
同	同	高田 利種
同	同	山本 親雄
同	同	栗原 悦藏
同	同	田口 太郎
同	同	杉浦 矩郎
(幹事)	同	神重 重徳

(各通)	同	志岐 常雄
(幹事)	海軍中佐	國府田 清
(幹事)	同	大前 敏一
(幹事)	同	吉田 英三
(幹事)	同	柳引 誠雄
(幹事)	同	岡部 三四二
(幹事)	同	瀬戸 喜久太
(幹事)	同	高崎 能彦
(幹事)	同	樋端 久利雄
(幹事)	同	木阪 義胤
(幹事)	同	野田 六郎
(幹事)	同	井上 梅二郎
(幹事)	海軍少佐	鷹尾 卓海
(幹事)	同	岩城 繁
(幹事)	同	室井 拾治
(幹事)	海軍機關大佐	渡邊 瑞彦
(幹事)	海軍機關中佐	田中 千春
(幹事)	同	村山 愛七
(幹事)	海軍軍醫中佐	有馬 玄
(幹事)	海軍主計大佐	稻岡 新
(幹事)	海軍主計中佐	松田 盛男

海軍公報(部内限) 第四千四號 昭和十七年一月二十七日

臺灣支那方面施設制度調査委員會委員ヲ命ス(以上
正當海軍省) 同 出本鹿之助

○ 雜 款

○ 郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

一月二十五日以後

佐世保郵便局氣付 第一海軍工作部

佐世保郵便局氣付 海軍川越忠光部隊

(砲 艦 河 北 丸)

○ 事務開始
軍艦瑞興丸ノ事務ヲ一月十七日大湊防備隊内ニ於テ開
始セリ

移轉

三澤海軍航空隊(假稱) 設立準備委員事務所ヲ二月一
日青森縣上北郡三澤村大字三澤ニ移轉ス

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

○ 辭 令

神足勝治 山口龍雄 村瀬泰敏 泉順一 色部良三 村上次男 廣瀬研三 尾花弘三 滑川民藏 越智正六 大村匡一郎 小泉利一 手塚弘 鈴木勝 猪股寛

遠藤包義 片平克雄 深川保雄 笠川保 佐藤清三 小館隆 内山弘 濱正治 佐渡博夫 永田正義 守谷育介 阿部利一 柴勝光 中村芳輔 赤松榮次

太刀川真治 近藤喜久司 戸田良吉 戸田内豪彦 湯淺虎夫 伊東一彦 上田不二夫 三好啓治 井上元廣 小平勝七 飯田正武 山口房雄 佐々木行方 高原清彦 鈴木忠男 湯淺芳一 大泉彌太郎

中島了勳 蝦名賢造 黒川和直 井崎直 川島敬忠 松尾一郎 松村敏行 鼻節欽治 伊藤時雄 古澤登 梅原哲郎 渡邊欣二 青山幸通 堀井功 宮野啓三 木下邦樹 大場景雄

昭和十七年一月二十七日(火)
海軍大臣官房

海軍公報 (部内限) 號外

財部辰彦
 中島善丸
 松平 潔
 加藤義夫
 加賀山國雄
 南部鐵雄
 川原啓司
 加藤正泰
 眞保邦男
 山田彦雄
 山口千里
 森 芳夫
 吉田公威
 高松實典
 須藤正久
 鍋島日出男
 岸川善助
 長妻喜重
 木下忠篤
 高嶋靜男
 本多新太郎

新美勝信
 寺田貞男
 澁田 駿
 村木眞三
 宮本貞夫
 小立 泰
 宮崎五郎
 岡村繁雄
 大森兵藏
 篠崎市郎
 成田重光
 宮崎了月
 豐永 實
 岩田精一
 田上信一
 林 泰輔
 小坂美智雄
 笠間璋悟
 清水金司
 池田三千雄
 有馬興三

牛窪敏夫
 禾 晴通
 津田信治
 戸島清勝
 鈴木四郎
 栢木一男
 大塚久米夫
 馬場保夫
 岡崎達雄
 吉莊英男
 木下一周
 相田康明
 竹入 仂
 野中幸男
 松園味美
 吉田 毅
 角 田 昇
 堀 正彦
 石井達也
 鈴木正士
 赤松公男

熊谷季雄
 岡 壽麿
 春日新吉郎
 山下助一
 佐谷健吉
 林 郁也
 藤原 榮一
 本間俊夫
 伊藤 銘男
 守岡陽一
 塙 光太郎
 多久正史
 竹中重二
 後藤大策
 平野哲也
 佐々田 正
 平部恒正
 森田久一
 關根行也
 林 太郎
 猪木省吾

藤森 則夫
竹中 親道
白居 孝弑
荒川 完
金本 正之
關谷 郁太郎
秋山 光平
西田 廉平
三矢 國夫
青地 五郎
今村 清
小坂 俊雄
筒井 稔
毛利 義明
賀田 穰
遠藤 亨
服部 正也
安井 雄史
尾崎 朝夷
松本 國男
山本 慶次

江口 光一郎
山竹 政承
岡野 良之
吉田 一郎
松平 定康
渡邊 聰四郎
工藤 千春
細田 一郎
濱田 實
後藤 政行
田中 實
前田 正
柳原 光
詫摩 昌美
日上 泰輔
安藤 安彦
庭山 榮一
下前 陽三
深澤 恒雄
中川 毅

中牟田 研市
佐野 正太郎
藤村 弘毅
橋本 一郎
大野 隆正
宮崎 藤作
東郷 駿二
池田 博行
勅使川原 正彦
鈴木 繁雄
神保 皆生
佐柳 武
大島 仁
問 信磨
村山 雅美
難波 英夫
佐藤 信重
原 富一郎
青野 英次郎
松下 徳久
長尾 直

泉 富雄
谷口 盛次
辻村 眞扇
石井 英太郎
木下 浩
高木 亨一
大槻 忠夫
楠目 亮
今北 富一
土居 通高
奥洞 元治
樋口 駿郎
下川 幹雄
比村 萬式
鶴田 總一郎
松永 定雄
松本 正達
中塚 勝三
蒲生 英二
内海 康勝
山口 一秀

(通各)

大槻 守治
高橋 茂一
三上 直臣
倉持 弘
水島 正信
古川 清彦
北風 清一
廣田 省二
堀内 康人
藤本 仁平
大場 正彦
河野 恭一
松平 康愛
林 大
喜太川 忠一
松下 辰夫
三井 明
田淵 勝
森田 龍夫
鈴木 榮一
萱野 四郎

橋本 長紀
北原 宏
森 富佐雄
村田 輝夫
井村 雄次
木下 武滿
竹内 勝正
山脇 正貴
杉本 純一
石川 一正
福山 孝之
籠宮 三郎
菅原 得夫
矢内原 伊作
關 善一
西大條 泰
黒川 正信
磯野 哲三郎
黒葛原 伉
飛田 忠英
野中 關造

二本 治郎
吉田 友一
石原 靖三
大村 重穂
田村 顯
中野 弘一
山川 清治
鈴木 正美
松尾 勳
田邊 穂積
坪井 泰一
伊藤 幸夫
村上 博
武川 一夫
片桐 爲精
伊東 定典
倉持 光憲
秋山 辰清
小坂 安彦
端地 一善
大角 東隆

市川 彦太郎
岡屋 簡一
永野 安親
木下 左衛門
廣川 聰弼
森 裕
荻野 純夫
菊地 敬夫
半野 貞敬
余語 昌雄
山本 信雄
恒川 坦平
今村 鐵夫
渡邊 毅男
中山 皓司
水野 美信
佐伯 太郎
島 輝
塚本 鐵男
今井 俊雄
藤尾 芳男

松代龍平 齋藤宏 森本貢 成田千二 柴垣芳太郎 山口和男 堀内茂義 松下勉 武部健 渡部孝男 庄司健藏 宮岡常夫 安島正 齋藤教三郎 高久五郎 齋藤綴 大塚時男 狐崎敬 松岡榮五郎 澤山元春 久堀通義

青木吉雄 森山新實 小川新一 佐野啓一 加藤禎一 笠原皎 三宅俊治 堀田正慶 瀬谷勇 吉島寧 中村正 吉田知義 中川英憲 木村季男 太田泰男 高村清 栗田諭 中村達也 岡澤裕 石崎一郎 大野潤一

細田春中 鶴田修一 玉木正枝 河崎繁雄 佐藤行夫 竹永一雄 井口進八郎 島田英男 小林憲二 松浦三郎 清水正雅 野内道夫 宮川武二 小林洋一 田邊仲夫 江良蛟六 堀善四郎 熊井茂三郎 長安照雄 手塚四郎 東條正久

谷錄吉郎 阿部隆雄 山田純 田村袈裟雄 北澤龍太郎 主原正夫 古田俊之 石倉巖 神田雄次 森正司 宮崎操 大槻健三郎 村瀬八郎 九十九善三郎 田中忠恒 浦口宗隆 安藤敏包 米村章 杉崎昌盛 清水泰之 豊島雪夫

中野 靜一
北出 敬
三宅 申一
田中 實
川島 康文
鈴木 富士夫
灘波 健次郎
増井 武
上田 義則
藤原 龍男
目加田 武
加藤 泰正
木村 恭二
稻垣 賢二
高橋 泉
秋山 芳彦
伊藤 安一
枝光 典郎
齋藤 信四郎
柏木 慶三
仙頭 謙介

有野 康朋
岡田 嘉久
鈴木 寛昌
中山 知彦
抱喜 一
谷重 幸
太田 萬作
龜井 久二
渡邊 俊治
大橋 常孝
三浦 乘雲
横野 甚一郎
若狭 勝海
平野 憲郎
秦 清
森山 秀造
森本 卓藏
玉木 和之
長谷川 守通
駒澤 年三
貝増 芳紹

松岡 道夫
坂本 英一
岡田 秀健
高田 哲男
新美 重夫
石井 進
越山 勇
中田 末弘
藤井 真治
上田 明
菊池 純一郎
古田 通夫
龜岡 比天夫
山田 榮三
岡村 壽正
岡田 義夫
松岡 英武
橋本 静
武良 宗平
片山 日出雄
岩田 善美

赤羽 爲郎
大久保 能忠
内尾 政典
島津 實
渡邊 求巳
増田 忠純
澤井 一男
川村 三郎
橋本 恭一
山縣 有信
大津 留廉
今村 和明
松尾 景光
實藤 榮喜
常田 泉
熊野 弘
河野 善博
高橋 博
家入 精三
原口 要
木佐貫 武雄

海軍豫備學生(兵科)ヲ 命ズ(海軍省)	田村 次郎	海軍豫備學生(兵科)ヲ 命ズ(海軍省)	遠藤 甚太郎
(通各)	藤木 篤信	(通各)	高橋 富彦
海軍豫備學生(兵科)ヲ 命ズ(海軍省)	馬田 廣行	小西 祐二	大澤 德吾郎
(通各)	高橋 武夫	廣瀬 正吉	内藤 四郎
海軍豫備學生(兵科)ヲ 命ズ(海軍省)	川口 清二	永田 公一	小西 直一
(通各)	眞木 長俊	荒木 義之	川井 健造
海軍豫備學生(兵科)ヲ 命ズ	堤 正人	西村 榮一	山口 國芳
	大室 進	松岡 建次	林 五郎
	松木 正彦	佐久間 健次	玉木 義雄
	依田 正己	三澤 良彦	並河 敬民
	菅原 鼎山	栗山 渙一	丸山 司郎
	關口 三郎		
	佐藤 吉雄		
	林 俊次		
	猪島 正雄		

(通各)			
堀場 道高	清浦 好文	郡司 敏夫	小山 麓
橋本 和英	平田 哲夫	關根 佳夫	林 秀雄
關根 彌五郎	宮木 藤喜藏	佐藤 晋一郎	柳島 岩藏
富岡 太郎	大江 修	大坪 可也	加文字 孝三郎
森岡 嘉治郎	上田 四郎	池田 成男	市川 祐士
楯 欽吉			

野上 國知	川原 章	山村 榮次	筑木 敬夫	松田 政之	池上 哲郎	椎名 福三	高野 秀雄	田宮 啓男	渡邊 利左門	長嶺 四郎	望月 忠義	永田 隆男	高橋 弘	小出 達夫	越野 道太郎	久納 量一	御法川 孝	戎 良男	中原 博	足立 研一
-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	------	-------	--------	-------	-------	------	------	-------

海軍豫備學生(整備科)

西岡 文武
橋本 研二
小林 庸二郎
清水 志郎
岩 垂 深
渡邊 郁夫
山口 元太郎
中川 磯雄
石田 清三郎
和田 直
見市 一雄
福田 貢
上瀧 重夫
野村 登
小宮山 誠
高倉 嘉直
西 守 久
伊藤 定夫
土屋 幸藏
島野 直喜

ヲ命ス(以上三十四名同)

中居 定四郎

海軍豫備學生(兵科)ヲ

命ス(二十六名同)

長山 佐喜知

植田 香苗

徳永 勇二

大塚 長良

久保田 瑞穂

栗原 榮二

上村 恵一

兒嶋 政秀

海軍豫備學生(兵科)ヲ

命ス(二十七名同)

(通各)

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千五號

昭和十七年一月二十八日 (水)
海軍大臣官房

○ 令 達

官房機密第一〇六四九號

當分ノ間南方作戦地域ニ於テハ左ノ各號ニ依リ外貨ヲ以テ表示スル軍用手票 (以下外貨軍票ト稱ス) ヲ使用スベシ

昭和十六年十二月八日

海軍大臣

一 外貨軍票ノ種類及其ノ使用地域ハ左表ニ依ル

外貨軍票ノ種類	使用地域
グルデン軍票 (は 號)	蘭領東印度
ドル軍票 (に 號)	英領マレー 英領ボルネオ
ペソ軍票 (ほ 號)	比 律 賓

二 使用地域ニ在ル艦船部隊等ニ於ケル經費支拂ハ特

命ニ依ルモノヲ除クノ外外貨軍票ヲ使用スルモノトス但シ軍人軍屬ノ俸給、給料等艦船内ノ支拂ニ限リ外貨軍票ヲ使用セザルコトヲ得

三 艦船部隊ノ長共ノ他軍人、軍屬、工員、人夫等ノ監督ニ當ル者ハ日本通貨ヲ艦船部隊外ニ於テ絶對ニ使用セシメザル様適當ノ措置ヲ講ズルモノトス

四 使用地域ニ在ル首席指揮官ハ佈告其ノ他ノ方法ニ依リ一般人民ヲシテ外貨軍票ヲ授受セシムル様適當ノ措置ヲ講ズルモノトス

五 外貨軍票ノ使用、取扱等ニ關スル細項ニ關シテハ海軍省經理局長ヲシテ別ニ通牒セシム

官房機密第二四四號 (昭和十七年一月二十八日)

「ビルマ」ニ於テハ特ニ指示スル迄「ドル」軍票 (に 號) ヲ使用スベシ使用取扱ニ關スル細項ニ關シテハ海軍省經理局長ヲシテ別ニ通牒セシム

昭和十七年一月九日

海軍大臣

海軍公報 (部内限) 第四千五號 昭和十七年一月二十八日

八七

官房機密第一一三六號
 當分ノ間第三艦隊及各南遣艦隊所屬特設海軍經理部ハ
 所在特設應ノ經費支拂ヲ掌理スルコトヲ得
 本令ハ昭和十六年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス
 昭和十七年一月二十七日

海軍大臣

官房機密第一一三七號
 昭和十六年官房機密第一〇八二二號ノ二ニ依リ艦隊經
 費支辨中第三艦隊及各南遣艦隊所屬特設應ノ經費ニ付
 テハ當該特設應勤務ノ主計科准士官以上ノ者ヲ分任出
 納官吏トス
 本令ハ昭和十六年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス
 昭和十七年一月二十七日

海軍大臣

○通牒

經豫機密第三號ノ六六

昭和十六年十二月八日

海軍省經理局長

關係各所轄長、支出官、資金前渡官吏殿

外貨軍票ノ使用、取扱等ニ關スル件通牒

官房機密第一〇六四九號ニ依ル外貨軍票ノ使用、取扱
 等ニ關シテハ別紙南方外貨表示軍用手票取扱手續ニ依
 ルノ外左記ニ依ル儀ト了知相成度

記

一 部内ニ於ケル整理上外貨軍票ノ表示額ト日本通貨
 額トノ關係ハ左ノ通トス

日本通貨額	(は) グルデン軍票	(に) ドル軍票	(ほ) ペソ軍票
十圓	十グルデン	十ダラーズ	十ペソ
五圓	五グルデン	五ダラーズ	五ペソ
一圓	一グルデン	一ダラー	一ペソ
五十錢	半グルデン	五十センチ	五十センチタボス

モノトス

(別紙)

官房秘乙第八四一號ノ二

昭和十六年十二月八日

大藏大臣 賀屋 興宣

海軍大臣 嶋田繁太郎殿

南方外貨表示軍用手票取扱手續別紙ノ通制定相成候條
此段及御通知候也

南方外貨表示軍用手票取扱手續

第一條 政府ハ南方作戦地域ニ於ケル軍費支拂ノ便ニ
供スル爲豫算ノ範圍内ニ於テ外貨ヲ以テ表示スル軍
用手票ヲ發行ス

第二條 前條ノ軍用手票ハ昭和十六年軍用手票ト稱シ
(以下單ニ之ヲ外貨軍票ト稱ス) 其ノ種類ヲ左ノ通
トス

- グルデン軍票 十グルデン、五グルデン、一グル
デン、半グルデン、十セント、五
セント及一セントノ七種
- ドル軍票 十ダラーズ、五ダラーズ、一ダラ
ー、五十セント、十セント、五セ

ペン軍票

- 十ペンス、五ペンス、一ペソ、五
十セント、十セント、十セント、五
セント、一セント及一セントノ七種

第三條 大藏省理財局長ハ大藏大臣ノ決裁ヲ經テ隨時
製造ヲ要スベキ外貨軍票ノ種類、枚數及製造期間ヲ
定メ之ヲ内閣印刷局ニ通知スベシ

第四條 内閣印刷局ハ外貨軍票ノ製造出來ニ伴ヒ其ノ
種類及枚數ヲ大藏省理財局長ニ通知スベシ

第五條 大藏省理財局長内閣印刷局ヨリ前條ノ通知ヲ
受ケタルトキハ同局ニ對シ外貨軍票ヲ日本銀行ニ引
渡スベキ旨ヲ通牒シ且同行ニ對シ之ガ受領方令送ノ
手續ヲ爲スベシ

第六條 日本銀行前條ニ依リ外貨軍票ヲ受領シタルト
キハ別口預金ニ受入レ國庫金總括帳科目「軍票發行
高」ノ科目ヲ以テ整理スベシ但シ別口預金受入價格
ハ別表ノ通トス

第七條 陸軍省又ハ海軍省外貨軍票ノ拂出ヲ受ケント
スルトキハ豫メ其ノ金額、種類、枚數及期日ヲ大藏
省ニ通知スベシ

大藏省陸軍省又ハ海軍省ヨリ前項ノ通知ヲ受ケタル

トキハ其ノ旨直ニ日本銀行ニ通知スルモノトス

第八條 陸軍省又ハ海軍省ノ支出官資金前渡官吏ニ對シ資金ヲ前渡セントスル場合ニ於テ軍用手票ノ交付ヲ要スルトキハ其ノ振出ス小切手ニ外貨軍票ノ種類及枚數ヲ記載シタル内譯書ヲ添附スベシ但シ拂出價格ハ別口預金ノ保有價額ニ依ルモノトス

陸軍省又ハ海軍省ノ資金前渡官吏其ノ預託金ヲ拂出サントスル場合ニ於テ外貨軍票ノ交付ヲ受ケントスルトキ亦前項ニ同シ

第九條 日本銀行ハ昭和十六年軍用手票受拂簿ヲ備ヘ受拂ノ都度其ノ受拂高ヲ大藏省ニ報告スベシ

日本銀行ハ毎月末ニ於ケル外貨軍票ノ種類別殘高ヲ大藏省ニ報告スベシ

第十條 外貨軍票ノ拂出及引換ノ方法ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルモノトス

(別表添)

經豫機密第三號ノ六

昭和十七年一月九日

海軍省 經理局長

關係各所轄長、支出官、資金前渡官吏殿

「ビルマ」ニ於ケル軍用手票ノ使用取扱等ニ關スル件通牒

本年官房機密第二四四號ニ依ル「ビルマ」ニ於ケル「ドル」軍票ノ使用取扱等ニ關シテハ昭和十六年官房機密第一〇六四九號、經豫機密第三號ノ六六ニ依ル儀ト了知相成度

追テ「ビルマ」ニ於テハ更メテ別種ノ軍票ヲ使用セシメラルル内意ニ付「ドル」軍票ノ使用ハ可及的少額ナラシムル様留意相成度尙「ドル」軍票ノ表示額ト「ルービー」トノ關係モ同率トシテ處理相成度

○ 辭 令

安東 絹藏

軍令部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

陸軍少尉 高橋 康正

香港丸ニ於ケル通信事務ヲ囑託シ報酬年額貳千貳百貳拾圓ヲ給ス

山口 吾郎

清澄丸ニ於ケル通信事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千九百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

海軍公報(部内限) 第四千五號 昭和十七年二月二十八日

九一

松本松五郎

浦上丸ニ於ケル通信事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上昭和十六年海軍省)

枝吉 正保

小野 六郎

天野 信義

中島 岳良

齋藤 西吾

(各通)

正六位勳六等 小出 三郎

第二遣支艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

陸軍少尉 栗栖 富登

第二遣支艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス

勳八等 篠崎 辨藏

第二遣支艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

(各通)

正七位 兒島 宇一

山崎 定雄

軍令部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(以上昭和十六年)

村手源一郎

軍令部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千四百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(昭和十六年同)

岩村 楠雄

海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス(昭和十六年同)

(各通) 貳千六百圓

貳千四百圓

海軍省事務ヲ囑託ヲ解キ第百三海軍經理部兼第百三海軍需部事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(昭和十六年同)

遞信書記官 田宮 淳

海軍省事務ヲ囑託ス

同

海軍省事務ヲ囑託ヲ解ク(以上昭和十六年同)

海軍省事務ヲ囑託ヲ解ク(昭和十六年同)

同

海軍省事務ヲ囑託ヲ解ク(昭和十六年同)

第一南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

小笠原 光壽

大西洋 三郎

葛田 三雄

但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

若槻 正義

第一南遣艦隊齒科治療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上二十同)

陸軍主計少尉 前川 慶作

小樽地方在勤海軍武官府ニ於ケル業務ヲ囑託ス

淺井 春太郎

(各通)

谷 弥太郎

函館地方在勤海軍武官府ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(各通)

濱 中 學

(各通)

參千圓

大久保 清

軍令部事務囑託ヲ解キ第四艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

總領事 小川 昇

第一南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス(以上二十同)

中 森 榮

海軍施設本部土木業務囑託ヲ解キ第四海軍建築部土木業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

西村 義人

第四海軍建築部土木業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上二十同)

小 宅 洋

海南海軍建築部醫療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(二十六同)

東京帝國大學教授 青 木 保

海軍航空技術廠支廠ニ於ケル研究業務ヲ囑託ス(各頭書)

横須賀鎮守府ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(各頭書)

河南 信治

朝鮮總督府技師 石井市重郎

同 柴 山 榮

同 大谷 鐘五

海軍公報(部内限)第四千五號 昭和十七年二月二十八日

九三

(各通)

朝鮮總督府理事官 岩本 秀雄
 朝鮮總督府營林署技師 渡部 巖
 同 高良 齊
 同 石堂 壽
 鎮海海軍建築部ニ於ケル事務ヲ囑託ス 山崎 秀雄

海南海軍建築部醫療業務囑託ヲ解キ海軍航空技術廠
 ニ於ケル海軍共濟組合事務ヲ囑託ス
 但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待
 遇トス

海軍少佐 古藤 金次郎
 旅順方面特別根據地隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

(各通)

松方 義三郎
 從七位 和賀井 章平
 從七位 小島 勇
 岸立 一郎
 支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待
 遇トス

海軍豫備兵曹長 井門 敷一
 海軍省事務囑託ノ報酬トシテ金參百圓ヲ贈與ス
 海軍省事務囑託ヲ解ク

(各通)

六百圓 都市計畫地方 引野 通夫
 委員會技師
 參百圓 都市計畫兵庫地 木下 三郎
 方委員會技師
 貳百五拾圓 同 宮本 作治
 貳百五拾圓 同 網藤 清市
 海軍省事務兼海南海軍警備府事務囑託ノ報酬トシテ金
 (各頭書ノ通)ヲ贈與ス
 海軍省事務兼海南海軍警備府事務囑託ヲ解ク
 溜島 武雄

海軍省事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇
 トス(以上三人同)

○ 雜 款

○司令艇變更
 第四十六掃海隊司令ハ二月二十日司令艇ヲ第五十六掃
 州丸ニ變更セリ

○郵便物發送先
 自今左ニ依リ發送相成度
 一月三十日以後 神奈川縣高座郡綾瀬村深谷

(橫須賀海軍航空隊厚木分遣隊
 假稱)設立準備委員事務所

○練習生採用試験問題發送

第九十期横須賀海軍砲術學校普通科砲術
 第四期館山海軍砲術學校普通科砲術
 第二十二期普通科測的砲術
 第七十八期普通科水雷砲術
 第九期普通科運用術應急
 第九期普通科運用術應急
 右一月二十三日左記ノ通發送濟、未着ノ向及別ニ必要ノ向ハ海軍水雷學校へ至急通知相成度

記

一 單獨試験施行豫定ノ各部ニハ直接、聯合試験用ハ各海軍人事部及各警備府宛送付セリ
 二 聯合試験參加豫定ノ艦船ニシテ行動豫定變更等ノ爲聯合試験參加不能ノ向ニ對スル分トシテ前記宛單獨試験用問題若干部送付シアリ

(海軍水雷學校)
 (横須賀海軍砲術學校)
 (海軍機雷學校)
 (海軍航海學校)

○旅行順路ノ件

横須賀海軍航空隊厚木分遣隊(假稱)へノ赴任(轉勤)者ハ左記ニ依リ旅行スルヲ至便ト存セラレ候
 イ 横濱驛ニテ神中線ニ乗換相模大塚驛下車徒歩ニテ約十五分

○東海道線藤澤驛ニテ小田急線ニ乗換新長後驛下車

新長後ヨリ深谷ニ至ル「バス」便午前一律復午後一律復アリ深谷ヨリ徒歩ニテ約二十五分
 ハ 東海道線藤澤驛ニテ小田急線ニ乗換西大和驛ニテ更ニ神中線大和驛ニ乗換相模大塚驛下車徒歩ニテ約十五分

ニ 戸塚驛ニテ東海「バス」ニ乗車新長後經由深谷ニ至リ徒歩ニテ約二十五分(戸塚驛ヨリ新長後迄ハ三十分毎ニ「バス」ノ便アリ)

右ノ通旅行方法アルモ横須賀海軍經理部ニ於テ定メラレタル旅費算定上ノ順路ハ「ハ」ニ依ル

(横須賀海軍航空隊厚木分遣隊)
 (假稱)設立準備委員事務所

○家族移轉ニ關スル件

追々緩和セラルベキモ現在當地ハ住宅難ノ狀況ニ付赴任(轉勤)者ハ之ガ緩和ヲ見ル時機迄家族ヲ移轉セザル様承知相成度

(横須賀海軍航空隊厚木分遣隊)
 (假稱)設立準備委員事務所

○事務所設置

第一號設艇艇裝具事務所ヲ一月二十三日神奈川縣三浦郡浦賀町谷戸六番地浦賀船渠株式會社浦賀工場内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○事務開始
第百二海軍病院ヲ一月二十六日海軍省醫務局内ニ設置
シ事務ヲ開始セリ
電話省内 五六九番

○残務整理
吳警備戰隊残務整理ハ二月二十日以後左ノ者之ヲ行フ
横須賀警備戰隊司令部 時岡中尉
大島根據地隊残務整理ハ左ニ依リ之ヲ行フ
庶務關係 佐世保防備戰隊司令部
物品關係 佐世保海軍軍需部

(別表)

(昭和十七年一月二十八日海軍公報(部内限))

昭和十六年軍用手票別口預金受入價格

使用地域	形式區分	外貨表示額	受入價格
關領東印度	は	十グールドン	十圓
	は	五グールドン	五圓
	は	一グールドン	一圓
	は	半グールドン	五錢
	は	十センドン	十錢
	は	五センドン	五錢
	は	一センドン	一錢
に	は	十ダラーズ	十圓
	は	五ダラーズ	五圓
	は	一ダラー	一圓
英領マレー及英領ボルネオ	は	五十センドン	五十錢
	は	十センドン	十錢
	は	五センドン	五錢
	は	一センドン	一錢
ほ	は	十ペソ	十圓
	は	五ペソ	五圓
	は	一ペソ	一圓
比律賓	は	五十セントアボス	五十錢
	は	十セントアボス	十錢
	は	五セントアボス	五錢
	は	一セントアボス	一錢

海軍公報(部内限)第四千六號

昭和十七年一月二十九日(木)
海軍大臣官房

○令達

官房第三八二號

昭和十二年官房第四四九六號中左ノ通告改正ス

昭和十七年一月二十四日

海軍大臣

表中第十海軍軍用郵便所ノ項所員「專任二十一人判任」ヲ「專任二十九人判任」ニ、「專務三十人雇員」ヲ「專務三十八人雇員」ニ改ム
同第二十五海軍軍用郵便所及第四十三海軍軍用郵便所ノ項所員「專任二人判任」ヲ「專任四人判任」ニ改メ「專務九人雇員」ヲ加フ
同第三十二海軍軍用郵便所ノ項所員「專任三人判任」ヲ「專任四人判任」ニ、「專務二人雇員」ヲ「專務四人雇員」ニ改ム

(参照) 昭和十二年官房第四四九六號ハ海軍軍用郵便所設置ノ件ナリ(昭和十六年六月一日海軍公報(部内限))

官房機密第一二七九號

大東亞戰爭中損傷ノ艦船及特設艦船(特設艦船ニ非ザル)ノ復舊工事ニ關シ左ノ通告ム

昭和十七年一月二十九日

海軍大臣

- 一 損傷復舊工事ニ對シテハ特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外訓令セズ關係各廳間ニ於テ協議ノ上機宜施行スルモノトス
- 二 工事要領及所要兵器等ニ關シ要スレバ海軍艦政本部長又ハ海軍航空本部長ヲシテ關係海軍工作廳長又ハ海軍軍需部長ニ通牒セシム
- 三 前諸號ニ依リ工事ヲ施行シタル海軍工作廳長ハ豫算ノ別途配付ヲ要スル程度ノモノニ對シ其ノ工事概要及入費概算額(艦別整理トス)ヲ成ルベク速ニ海軍艦政本部長又ハ海軍航空本部長ニ通報スルモノトス

(限 内 部)

海軍公報(部内限)第四千六號

昭和十七年一月二十九日

九七

1137

四 別途配付ヲ要スル所要豫算ハ工事實施ノ海軍工作廳ニ臨時軍事費ヲ以テ配付ス

○通牒

官房機密第一二八〇號

昭和十七年一月二十九日

海軍省副官

各廳長殿

郵便物ニ關スル件申進

客年官房機密第三〇九一號通牒首題ノ件別冊郵便物ニ關スル例規ヲ別冊ノ通改メラレ候
(別冊添(別冊ハ後送ス))

兵備二第五二號

昭和十七年一月二十九日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

國ノ事業等ニ於ケル電力消費ニ關スル打合時期ニ關スル件照會

首題ノ件ニ關シ一號第七號ヲ以テ電氣廳長官ヨリ海軍次官宛別紙ノ通照會有之候ニ付昭和十五年軍務四第一

三〇號ニ依ル處理ハ右ニ依リ取計相成度
追テ中央交渉ノ分ニ付テハ期限前一月(現ニ期限經過セルモノニ付テハ本年三月一日)迄ニ兵備局ニ通知相成度

(別紙)

一號第七號

昭和十七年一月十日

電氣廳長官

海軍次官殿

國ニ於テ營ム事業ニ消費スル電力ノ新規又ハ増加受電ニ關スル件

今般許可認可等行政事務處理簡捷令ノ施行ヲ機トシ別紙ノ通電力調整令施行規則ノ改正ヲ行ヒタル處右ハ電力調整ニ關シ一層適確敏速ヲ期スル爲受電申請期限ヲ定ムルト共ニ新規又ハ増加受電電力三、〇〇〇キロワット以上ノ大口電力需要ニ付テハ發送電豫定計畫ニ於テ特別考慮ノ要アル爲受電開始豫定期日ノ二年以前ニ遞信大臣ニ届出デシムルコトトナシタルモノニ有之貴省所管ノ國ニ於テ營ム事業ニ消費スル新規又ハ増加受電ニ關スル從來ノ打合方法(昭和十五年五月十一日附一號第五〇〇號通牒)ニ付爾今本規則改正ノ趣旨ニ照

シ左記ニ依リ御打合相成様特ニ配意相煩度

記

一 新規受電又ハ増加受電セントスル場合ノ打合期限
ハ左ノ通トセラルルコト

(イ) 一、〇〇〇キロワット以上ノモノ(遞信大臣ニ
打合セスベキモノ)

〇四月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ受電ヲ開
始セントスルモノニ在リテハ前年十月三十一日
迄

〇十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ間ニ於テ受
電ヲ開始セントスルモノニ在リテハ四月三十日
迄

(ロ) 一、〇〇〇キロワット未滿一〇〇キロワット以
上ノモノ(遞信局長ニ打合セスベキモノ)

〇一月一日ヨリ三月三十一日迄ノ間ニ於テ受電ヲ
開始セントスルモノニ在リテハ前年ノ六月三十
日迄

〇四月一日ヨリ六月三十日迄ノ間ニ於テ受電ヲ開
始セントスルモノニ在リテハ前年ノ九月三十日
迄

〇七月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ受電ヲ開

始セントスルモノニ在リテハ前年ノ十二月三十
一日迄

〇十月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ於テ受電
ヲ開始セントスルモノニ在リテハ三月三十一日
迄

(ハ) 昭和十七年九月三十日迄ニ受電開始豫定ノモノ
ハ本年三月三十一日迄ニ打合セラレタキコト

二、三、〇〇〇キロワット以上ノ電力ヲ新規又ハ増加
受電セントスル場合ハ本規則第二條ノ二ニ準ジ受電
開始豫定期日ノ二年以前ニ遞信大臣ニ打合セラルル
コト

(別紙略)

兵備二機密第九二號

昭和十七年一月二十八日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

亞鉛鐵板使用ニ關スル件申進

從來假設物及器具用(除艦營需品)トシテ使用セラレ
タル亞鉛鐵板ハ之ガ所要原材料タル鉛・亞鉛ノ需給逼
迫ノ現狀ニ鑑ミ當分ノ間内地ニ於テハ古品ヲ除キ使用

海軍公報(部内限)第四千六號 昭和十七年一月二十九日

九九

セザルコトニ取計相成度
追テ是非共使用スル必要アル場合ハ詳細其ノ事由ヲ
具シ兵備局長ニ協議相成度

○ 辭 令

氣象技監 藤原 咲平
大本營海軍幕僚部附ヲ命ス(昭和十六年海軍省)

(各通) 地質調査所技師 竹原 平一
地質調査所技手 中澤 次男

第一百一海軍燃料廠附ヲ命ス(昭和十六年)

遞信技手 多田 貞二

同 岡 靜夫

同 乙部 和夫

遞信手 益田 貞次

線路工員 阿部 鐘一

同 本多 種吉

同 榎本 定義

同 山里 吉三郎

同 藤山 一男

(各通) 同 遠藤 榮吉

第四艦隊司令部附ヲ命ス(昭和十六年)

遞信局事務官 西村 清一郎

第二十四海軍軍用郵便所長ヲ命ス

同 服田 友治

第二十五海軍軍用郵便所長ヲ命ス

同 青木 仲次

第三十二海軍軍用郵便所長ヲ命ス

同 高山 信義

第三十四海軍軍用郵便所長ヲ命ス

同 小野 泰之助

第三十五海軍軍用郵便所長ヲ命ス

遞信局書記 新關 勘七

(各通) 第二十四海軍軍用郵便所員ヲ命ス

遞信書記補 關口 豊

<p>(各通)</p> <p>通信書記 小野 信平</p> <p>通信書記補 相田 政雄</p> <p>第二十五海軍軍用郵便所員ヲ命ス</p> <p>(各通)</p> <p>通信書記 金井 孝治</p> <p>通信書記補 奈良 仙藏</p> <p>第三十二海軍軍用郵便所員ヲ命ス</p> <p>(各通)</p> <p>通信書記補 宇津木清太郎</p> <p>同 帆苅 盛一郎</p> <p>第三十四海軍軍用郵便所員ヲ命ス</p> <p>(各通)</p> <p>同 小河原和三郎</p> <p>同 堀部 茂雄</p> <p>第三十五海軍軍用郵便所員ヲ命ス(以上<small>七名</small>同)</p> <p>通信技師 安部 定吉</p> <p>第四艦隊司令部附ヲ命ス</p> <p>通信局事務官 小原 彌太郎</p> <p>第三十六海軍軍用郵便所長ヲ命ス</p> <p>通信書記 村松 爲之助</p> <p>同 戸栗 八郎</p> <p>通信局書記補 上原 留雄</p> <p>通信書記補 石井 泰二</p> <p>第三十六海軍軍用郵便所員ヲ命ス</p>	<p>(各通)</p> <p>事務員 鈴村 幸四郎</p> <p>同 飯田 政一</p> <p>同 佐藤 善太郎</p> <p>同 篠 作 藏</p> <p>第三十六海軍軍用郵便所員ヲ命ス</p> <p>但身分ノ取扱ハ雇員トス(以上<small>六名</small>同)</p> <p>通信書記 横山 樂丸</p> <p>同 佐藤 嘉次</p> <p>同 拜戸 辰次郎</p> <p>通信書記補 中村 武二</p> <p>(各通)</p> <p>同 須貝 智治</p> <p>同 齋藤 勝夫</p> <p>同 清田 公</p> <p>同 安井 正次</p> <p>第十海軍軍用郵便所員ヲ命ス</p> <p>事務員 金谷 益三</p> <p>同 山内 虎輔</p> <p>同 荒井 文雄</p> <p>同 藤田 政一</p> <p>同 中村 義雄</p> <p>同 集配員 加藤 精一</p>
---	---

海軍公報(部内限) 第四千六號 昭和十七年二月二十九日

一〇二

同 森田 重雄
同 堤 源治
第十海軍軍用郵便所員ヲ命ス
但身分ノ取扱ハ雇員トス(以上三同)

海軍主計少尉 吉野 讓
第百一海軍航空廠ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂
ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(三同) 支出官
海軍省經理局長)

○ 雜 款

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

海軍林(鉦)部隊(舊海軍藤村部隊ノモノヲ含ム)
佐世保郵便局氣付
(吳鎮守府第一特別陸戰隊)

司令、隊、機關長、主計長宛 第十德豐丸
軍醫長宛 葵 丸
(第三十四掃海隊)

第三遣支艦隊司令部宛郵便物ノ發送先ハ昭和十六年三
月二十日附軍務一機密第二〇一號ノ規定ニ拘ラズ左ノ

通定メラレ候
佐世保郵便局氣付

北支艦隊司令部
(第三遣支艦隊副官)

○特設艦船略稱制定
當隊特設艦船ノ略稱中左ノ通追加

所 轄	個有艦名	略 稱
第六砲艦隊	第二號長安丸	第六十一號砲艦
	第二號長江丸	第六十二號砲艦
第五十八驅潛隊	厚 榮 丸	第五百八十一號驅潛艇
	第十拓南丸	第五百八十二號驅潛艇
	第八昭南丸	第五百八十三號驅潛艇
		(第四根據地隊司令部)